



目次	ページ
高知県人事委員会規則	
◎職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	1
◎職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則	1
◎職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則	1
◎職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	1
◎人事記録に関する規則の一部を改正する規則	2
◎外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則	3
◎職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則	3
◎公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	3

人事委員会規則

職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月27日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県人事委員会規則第10号

職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例施行規則（昭和26年高知県人事委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「（目的）」に改める。

第3条に次の1項を加える。

- 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項各号に掲げる職員に対する前項の規定の適用については、同項中「第3条第1項」とあるのは「第3条第4項の規定により読み替えて適用する同条第1項」と、「3年に満たない場合」とあるのは「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第2項の規定により任命権者が定める任期に満たない場合」と、「3年を超えない範囲内」とあるのは「同項の規定により任命権者が定める任期の範囲内」とする。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月27日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県人事委員会規則第11号

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和29年高知県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第14条の2第1項第1号中「第2条」を「第2条第1項」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月27日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県人事委員会規則第12号

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給等に関する規則（昭和31年高知県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「必要ある」を「必要がある」に改める。

第6条の4第1項中「第25条」を「第25条第1項」に改める。

第14条の次に次の1項を加える。

（報酬等を任命権者が定める第1号会計年度任用職員）

第14条の2 職員の条例第25条の7及び公立学校職員の条例第25条の7の人事委員会規則で定める第1号会計年度任用職員は、語学指導等を行う外国青年招致事業により任用する外国青年とする。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月27日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県人事委員会規則第13号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和32年高知県人事委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第8条」を「第8条第1項」に、「第22条」を「第22条の3」に改める。

第2条第1項中「、職員」を「、職員（法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。）」に改める。

第4条中「及び第6条」を「から第6条の2まで」に改める。

第6条の次に次の1項を加える。

（会計年度任用職員の採用の方法）

第6条の2 会計年度任用職員の採用は、選考によるものとする。

第7条第1項中「任命権者は」を「任命権者は、常時勤務を要する職に欠員を生じた場合において」、「においては」を「に該当するときは」に改め、「又は臨時的任用を行う日から2月以内に廃止されることが予想される臨時の職に関する臨時的任用を行おうとするとき」を削り、同条第2項中「第22条第2項後段」を「第22条の3第1項後段」に改める。

第8条に次の1項を加える。

3 会計年度任用職員に対する前2項の規定の適用については、第1項中「6月間」とあるのは「1月間」と、「90日」とあるのは「15日」と、同項ただし書及び前項中「条件付採用の期間の開始後1年」とあるのは「当該職員の任期」とする。

第13条第2項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1項を加える。

（4） 会計年度任用職員へ採用する場合の選考

第13条第4項中「採用選考結果報告書」を「採用選考結果報告書により、同項第4号に係る選考の場合にあっては別記第3号様式の2による採用選考結果報告書（会計年度任用職員）」に改める。

第13条の2中「又は」を「若しくは」に、「を除く。）」を「を除く。）又は会計年度任用職員への採用」に、「当該職」を「当該職又は会計年度任用職員」に改める。

第14条に次の1項を加える。

4 会計年度任用職員へ採用する場合の選考の基準は、前3項の規定にかかわらず、任命権者が定める。

別記第3号様式の次に次の1様式を加える。



この規則は、令和2年4月1日から施行する。

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月27日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

**高知県人事委員会規則第15号**

**外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則**

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則（昭和63年高知県人事委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第22条第1項」を「第22条」に改める。

**附 則**

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月27日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

**高知県人事委員会規則第16号**

**職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則**

職員の育児休業等に関する規則（平成11年高知県人事委員会規則第24号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（育児休業をすることができる非常勤職員に係る要件）

**第2条** 育児休業条例第2条第4号ア（ウ）の人事委員会規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員であって1年間の勤務日が121日以上であるものとする。

第2条の次に次の2条を加える。

（非常勤職員が育児休業をすることができる期間の末日が当該子の1歳6箇月到達日となる場合）

**第2条の2** 育児休業条例第2条の3第3号イの人事委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- （1）当該子について、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園における保育又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等による保育の利用を希望し、申込みを行っている場合であって、当該子の1歳到達日後の期間について、当面その

実施が行われないとき。

（2）常態として当該子を養育している当該子の親（当該子について、民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親（以下この号において「養子縁組里親」という。）である者若しくは同条第1号に規定する養育里親である者（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により養子縁組里親として当該児童を委託することができない者に限る。）を含む。）である配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）であって当該子の1歳到達日後の期間について常態として当該子を養育する予定であったものが次のいずれかに該当した場合

ア 死亡した場合

イ 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該子を養育することが困難な状態になった場合

ウ 当該子と同居しないこととなった場合

エ 6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）以内に出産する予定である場合又は産後8週間を経過しない場合

（非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日後の期間について育児休業をすることが必要であると認められる場合）

**第2条の3** 育児休業条例第2条の4第2号の人事委員会規則で定める場合は、前条に規定する場合とする。この場合において、同条各号中「1歳到達日後の期間」とあるのは、「1歳6箇月到達日後の期間」とする。

第12条の次に次の1条を加える。

（部分休業をすることができる非常勤職員に係る要件）

**第12条の2** 育児休業条例第23条第2号イの人事委員会規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員であって1年間の勤務日が121日以上であるものうち、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日がある者とする。

第14条中「第25条」を「第25条第1項」に改める。

**附 則**

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月27日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志  
**高知県人事委員会規則第17号**

**公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則**

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年高知県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第22条第1項」を「第22条」に改める。

**附 則**

この規則は、令和2年4月1日から施行する。